平成２７年（フ）第３４０号
埼玉県入間市河原町16番４号　宮岡マンション101
債務者　菅原　弘子
1　決定年月日時　平成27年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　淑子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年11月11日午後１時20分
5　免責意見申述期間　平成27年10月28日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第７７５号
埼玉県北本市緑２丁目44番地１、旧住所埼玉県深谷市上柴町西２丁目５番地２　リアリティーガーデンＡ棟305号
債務者　武士　将也
1　決定年月日時　平成27年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井合　　翼
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年11月16日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年11月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１８５号
愛知県名古屋市西区笹塚町１丁目８番地　市営笹塚荘１棟206号
債務者　侍Ｄｉｎｉｎｇこと　八尾　幸司
1　決定年月日時　平成27年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中根　祐介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年11月16日午後２時40分
5　免責意見申述期間　平成27年11月２日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第１０８７号
横浜市鶴見区東寺尾４丁目12番28号　生麦Ｇｅｍｉｎｉ101
債務者　高柳　昭彦（旧姓横田）
1　決定年月日時　平成27年８月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　細貝　嘉満
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年11月５日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年11月４日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第９９号
山形市あかねケ丘２丁目７番21号
債務者　安齋　貞男
1　決定年月日時　平成27年８月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宇野　和娘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年11月12日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年11月５日まで
山形地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第５５号
栃木県真岡市西田井793番地、従前の住所栃木県小山市西城南１丁目25番地31　エルパレス103号
債務者　ラーメン一力小山店こと　薄井　信也
1　決定年月日時　平成27年８月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　亀岡　康一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年11月17日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年11月16日まで
宇都宮地方裁判所栃木支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第７０５８号
東京都練馬区大泉町２丁目54―16　レオパレス大泉壱番館101
債務者　大塚　幸一
1　決定年月日時　平成27年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月６日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７０５９号
東京都足立区中川５丁目４－３―202
債務者　代々城　晃
1　決定年月日時　平成27年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月６日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７０６５号
東京都中野区上鷺宮４丁目６－７―203
債務者　峯山　千秋
1　決定年月日時　平成27年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月６日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７０６９号
東京都新宿区新宿１丁目28―６―601
債務者　横地　健悟
1　決定年月日時　平成27年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月６日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７０７４号
東京都中野区弥生町５丁目２－６―706
債務者　渡部富士乃
1　決定年月日時　平成27年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月６日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７０７６号
東京都江戸川区南葛西４丁目18―５―202
債務者　三村　広行
1　決定年月日時　平成27年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月６日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７０７９号
東京都板橋区大山町３－５―1202
債務者　谷嶋　健次
1　決定年月日時　平成27年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月６日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７０８８号
東京都江戸川区北小岩２丁目21―８―103
債務者　村山　昭一
1　決定年月日時　平成27年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月６日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７０９８号
東京都新宿区若葉３丁目５―102
債務者　藤田　健夫（旧姓佐々木）
1　決定年月日時　平成27年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月６日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７０９９号
神奈川県川崎市川崎区大島４丁目５－３－303
債務者　古市　義人
1　決定年月日時　平成27年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月６日午後２時
東京地方裁判所民事第20部